

佐倉市立臼井小学校 いじめ防止基本方針

令和 6 年度

佐倉市立臼井小学校

1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

いじめから一人でも多くの児童を救うためには、児童を取り囲む大人ひとりひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。そのために、日頃から児童のささいな変化にも気付く体制を整えていく必要があります。それぞれの責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が人権というものについて課題意識を持ち、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

臼井小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

3. いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「目に見えやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかつた、適切な対策がなされなかつたことが問題になります。

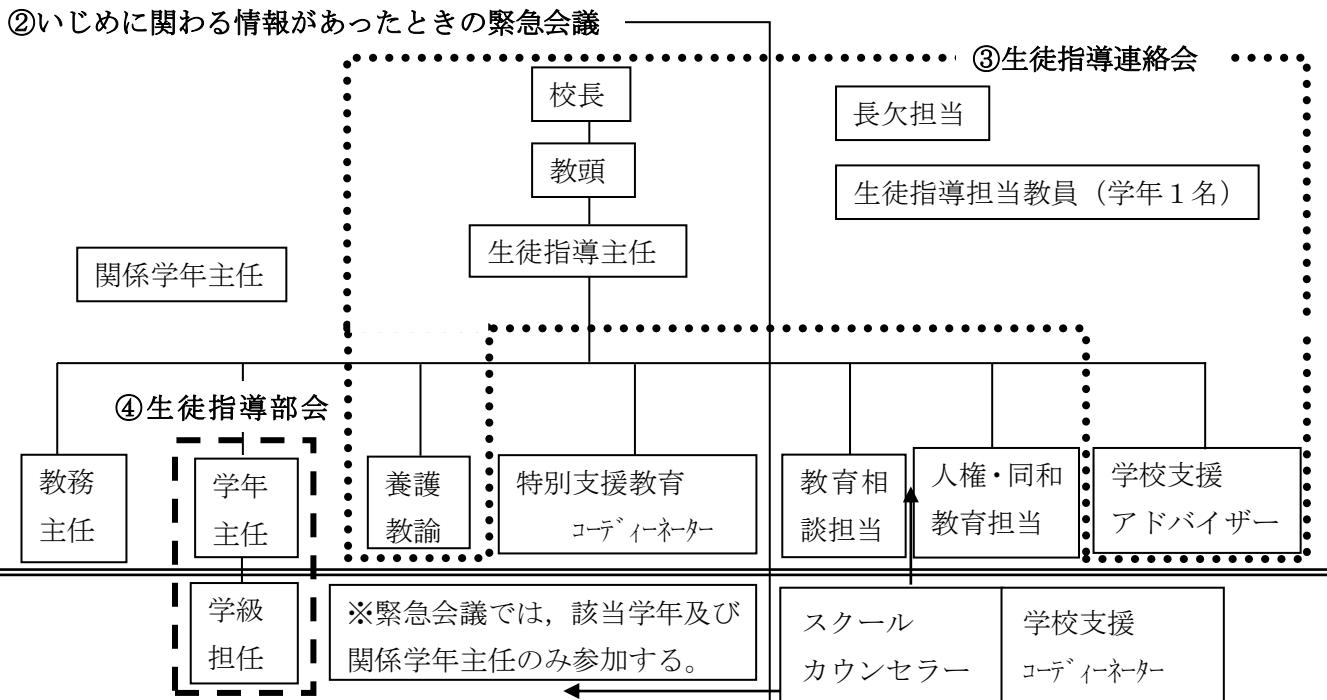
「暴力を伴わないいじめ」は「目に見えにくい」ため見過ごされやすくなることがあります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返す場合もあります。見えにくい上に、その場だけで、その事象のみを指導しても解決しないことがあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含むもの）
- ・無視や仲間外れのような心理的なもの
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言う。）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせる。）
- ・金品の要求等（お金や物を取る、あるいは隠す、壊す行為）
- ・ネットによるいじめ（携帯電話やパソコンのメールなどを使い、悪口を書いたり、画像や個人情報を無断で掲載する。）

4. 学校いじめ対策の組織

①いじめ対策会議



(1) いじめ対策の組織

①いじめ対策会議（人権同和教育推進委員会を含む）

ア、メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、
養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校支援アドバイザー、
人権・同和教育担当

イ、会議の内容

- ・年に4回程度開催（4月、7月、12月、3月）
- ・学校いじめ基本方針の策定
- ・具体的な年間計画・いじめ防止策などの作成、進捗状況の確認、評価の実施
- ・いじめの相談、通報窓口

②いじめに関わる情報があったときの緊急会議

ア、メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係学年主任、担任、
特別支援教育コーディネーター

イ、会議の内容

- ・緊急事態発生時開催
- ・情報の収集と記録
- ・情報の共有と具体的な対応策の検討、実施

③生徒指導連絡会（日常的な担当者の会議）

ア、メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導担当教員（各学年1名）、
各学級担任、養護教諭、長欠担当、学校支援アドバイザー

イ、会議の内容

- ・毎月1回程度開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・生徒指導ファイル（毎週末に実施）で具体的な情報の周知・集約
- ・全校に関する情報の全職員での共有

④生徒指導部会議（学年の会議）

ア、メンバー

各学年担任

イ、会議の内容

- ・週1回開催（学年会議→データ入力→打合せで共通理解）
- ・児童の様子についての情報の共有
- ・学年会議ノートへの記録
- ・気になる事案の具体的な指導方針や保護者対応の検討
(校長、教頭、学校支援アドバイザーに報告)

5. いじめへの対応

(1) いじめを起こさせないための未然防止策

- ①授業について
- ②道徳教育の充実
- ③体験学習の充実
- ④相談体制の整備
- ⑤定期的なアンケートの実施
- ⑥代表委員会を中心とした取り組み
- ⑦インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ⑧保護者への啓発活動

(2) いじめを発見したときの対応策

- ①いじめ対応の役割
- ②事実の確認
- ③いじめを受けた児童への支援
- ④いじめを受けた児童の保護者への支援
- ⑤いじめを行った児童への支援
- ⑥いじめを行った児童の保護者への支援
- ⑦継続的な見守り、指導、支援
- ⑧いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

(3) 重大事態への対処

- ① 事実関係を明確にするための調査
- ② 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

(1) いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細かな指導と支援です。学校職員が一丸となって、すべての児童の長所を発見します。そして児童が居場所を実感できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、児童ひとりひとりの良さが發揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりに心がけていきます。

①授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業の実践を目指します。

ア、児童に自己決定の場を与えること

イ、児童に自己存在感を与えること

ウ、共感的人間関係を育成すること

②道徳教育の充実

○いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置づけ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

- ・各学年の年間計画に沿って道徳の授業を行う。
- ・教科書だけでなく、千葉県教育委員会作成資料、映像も活用する。
- ・自分の考えたことを発表したり記述したりし、互いの心情を理解し合えるような工夫を取り入れる。
- ・人権標語への取り組み（5、6学年児童）

③体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・1年生：校外学習（千葉市動物公園）・2年生：校外学習（千葉市動物公園）
- ・3年生：校外学習（房総の村・航空博物館）
- ・4年生：校外学習（きぼーる・酒々井方面）
- ・5年生：校外学習（小見川・東京方面）・6年生：校外学習（東京方面）

○施設で生きものや自然を見たり接したりする体験を通して、心豊かな心情を育てる。

○集団行動のきまりや公衆道徳を身に付け、グループ活動などを通して好ましい人間関係を育てる。

- ・6年生：修学旅行（鎌倉・横浜方面）

○宿泊を共にすることにより、児童と児童、教師と児童の心のつながりを深めるとともに、互いを大切にする心を育てる。

○規律ある生活や責任ある行動をする中で、児童の自主的な生活態度と公共心を養う。

○自然に親しみ、自然を大切にする心を育てる。

④相談体制の整備

○教育相談により、生徒の悩みや変化に、早く気づく体制を整えます。

- 定期的な教育相談期間を、年間3回行う。（4月、9月、1月）

期間中は1日1単位時間を自習とし、その時間を使って面談を行う。

- 児童生徒が希望したときには、いつでも面談ができる体制を整える。

- こころの相談箱を活用するため、子どもに周知する。（保健室前廊下に設置）

⑤定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- こころのけんこうカードを毎月末実施

こころのけんこうカード

令和6年度

あてはまるところに○をつけましょう。

前期	こま 困っていることはありませんか。				
	とも 友だち	がくしゅう 学習	いえ 家	た そだん その他・相談	
4月	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
5月	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
6月	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
7月	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない
9月	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない	ある・ない

⑥代表委員会を中心とした取り組み

○3年生以上の各学級2名と、各委員会委員長、児童学校運営委員会により、月に1回の代表委員会を開催します。

- よりよい学校生活を過ごすことができるよう、毎月の目標に対しての取り組み状況や、学校における諸問題について話し合う。

○児童会活動により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような、自治的な活動に取り組みます。

- いじめゼロ宣言に向けたスローガン作成（3年生以上 各学級）

- いじめゼロ宣言 6月頃（代表委員会にて決定→児童学校運営委員会が発表）

- ・個人目標の掲示（全学年：教室に掲示→振り返り）

⑦インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

○情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらい、これら問題の解決にあたります。

- ・保護者と互いに連携しながら指導する。
- ・外部講師やICT支援員と連携して、学年に応じたインターネット、携帯電話（SNSを含む）などの利用方法についての授業を実施する。（主に高学年）
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談する。

⑧保護者への啓発活動

○年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。

- ・学校便りやホームページを通しての啓発活動を行う。
- ・学級懇談会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行う。
- ・家庭教育学級を通しての啓発活動を行う。

⑨不登校に関する4つの支援

- ・「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」の工夫
- ・SOSを受けとめる力の向上、及び教育相談体制の充実
- ・スクリーニング会議と、教職員、SC、SSW、保護者の連携、協働による支援
- ・不登校児童に対する家庭訪問やSC・SSW等によるカウンセリング、及び別室登校や校外関係機関と連携した継続的支援

（2）いじめを発見したときの対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが、早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

①いじめ対応の役割

○いじめ未然防止のため、それぞれの立場と連携し、それぞれの役割を果たします。

【教育委員会・学校・保護者・地域】の関わり

保護者・地域	→ 連携 ← 支援	学校	→ 報告 ← 指導	教育委員会等
<ul style="list-style-type: none"> ○家庭教育の充実 ○学校・PTA連携 ○地域との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見報告の整備 ○早期対応 ○校内研修の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校への指導・支援 ○教育相談体制の整備 ○組織的な対応 ○重大事態への対処 (警察・市当局等)

②事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の行動を注意深く見守る。
- ・こころのけんこうカード（毎月末実施）の内容をもとに、必要に応じて面談を行い、状況を確認する。
- ・児童や保護者からの情報の共通理解を図る。
- ・生徒指導連絡会、職員会議などを通して他の教職員からの情報を共有し合う。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、いじめに関わる情報があったときの緊急会議メンバーを中心に、複数の職員で組織的に対応する。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握する。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録する。（時系列、該当児童 別等）
- ・確認したことをもとに、事実を確定する。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、いじめに関わる情報があったときの緊急会議で指導方針を迅速に検討する。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたる。

③いじめを受けた児童への支援

○いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去する。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いつでも相談できる体制をつくる。

④いじめを受けた児童の保護者への支援

○事実関係を確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明する。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し協力を依頼する。
- ・いかなる理由があっても、いじめられた子どもを守り通す姿勢で問題の解決にあたり、児童の不安をできる限り除去できる体制を整えるということを伝える。

⑤いじめを行った児童への支援

○行った行為については、毅然とした指導します。

- ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させる。
- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をする。
- ・自分を省みなかつたり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

○いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の行動について考えさせます。

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたる。
- ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進める。
- ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。

- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、

それを認め、伸ばすための支援を行う。

⑥いじめを行った児童の保護者への支援

○問題解決に向けて、協力をお願いします。

- ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡する。
- ・加害児童と同席で、事実関係の確認を行う。
- ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行う。

○自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。

- ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝える。

⑦継続的な見守り、指導、支援

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え、継続的に支援する。(被害者、加害者とも)
- ・被害児童には、教職員が毎日声をかけて、小さな変化を見逃さない配慮を継続する。

⑧いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、関係機関に相談し、連携のもと指導にあたります

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察に通報する。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡する。

(3) 重大事態への対処

重大事態とは、「生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があることです。

○児童が自殺を企図した場合

○身体に重大な被害を負った場合

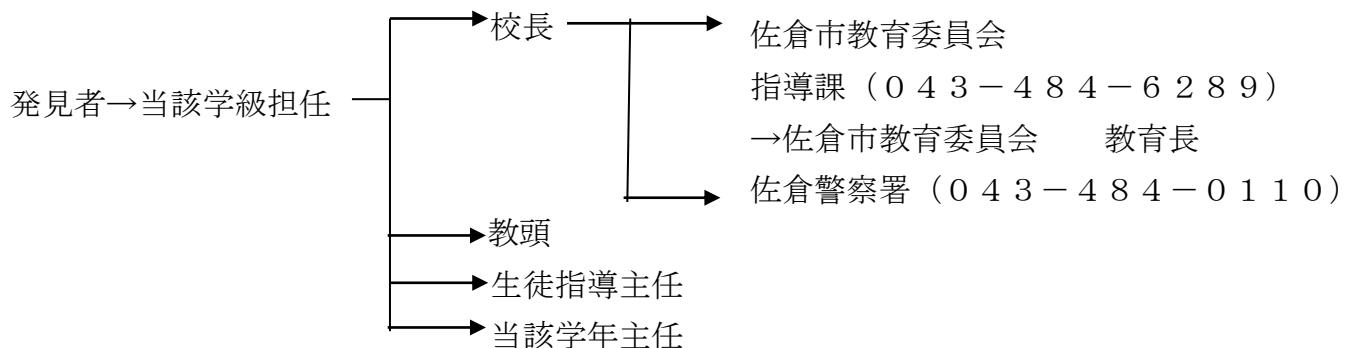
○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより欠席を余儀なくされた疑いがある日数が年間30日(目安)に達し

た場合
を想定しています。

事態の発生は、以下の流れで速やかに報告します。ただし、緊急の場合には、臨機応変に対応します。



①事実関係を明確にするための調査

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行う。
- ・重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。（客観的な事実関係を速やかに調査する。）
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。

②調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査の結果については、丁寧に説明する。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明は行わない。

(4) いじめ解消にかかる判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめにかかる行為が止んでいること

→行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること
(少なくとも3ヶ月を目安)

②被害者が心身の苦痛を感じていないこと

→被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

6. 年間計画

月	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式 ・学校経営説明会 ・学級懇談会・地域訪問 ・チヨーリップフェスティ見学（5・6年） ・1・2年 学校探検 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年間の情報交換 ・いじめ対策についての説明（学校経営説明会） ・学級懇談会での学級経営説明 ・学年、学級の親睦を深め、集団形成を図る。 ・他学年との交流や学校のことを知ることでよりよく生活しようとする気持ちを育てる。 ・いじめに関わる共通理解（職員研修）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・1年生を迎える会 ・部会陸上大会 ・環境・美化運動 	<ul style="list-style-type: none"> ・他学年交流を通しての人間関係づくり ・体育的行事を生かした豊かな心の育成 ・奉仕活動を通して育む豊かな人間性
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・いじめゼロ宣言 ・5年 ブルースクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・こころのけんこうカードの実施→教育相談週間 ・いじめ防止の意識を高める。 ・ブルースクールを通して育む豊かな人間性 (集団生活・自然体験活動・互いを認め合う)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除 ・保護者個別面談 （・NHK合唱コンクール） 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共心が身に付く ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認） ・同じ目標に向かって、一致団結することができる。
8月		
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・校外学習を通して育む豊かな人間性
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会 ・3年校外学習 ・佐倉市文化祭小中体育大会 （・臼井西中合唱祭参加） ・ふるさとウォーキング（4年） ・部会音楽発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育的行事を生かした豊かな心の育成 ・校外学習を通して育む豊かな人間性 ・グループ活動を通して、互いの人間関係を深める ・音楽発表会を通した伝え合う力の育成 ・地域の方と交流し、暖かい気持ちを育てる。 ・音楽発表会を通した伝え合う力の育成
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽感謝祭 ・小中合同ふれあい交流会（ひかり） ・P T A バザー ・教育相談週間 ・風の子マラソン ・6年修学旅行 ・1・2年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽発表会を通した伝え合う力の育成 ・感謝の思いをもつ相手を思いやる心の育成 ・校外学習を通して育む豊かな人間性 ・地域の方や他学年と交流し、暖かい気持ちを育てる。 ・こまったかなアンケートの実施→教育相談週間 ・体育的行事を生かした豊かな心の育成 ・修学旅行を通して育む豊かな人間性 ・校外学習を通して育む豊かな人間性
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・オンリーワン集会 ・保護者個別面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとりひとりの良さを認め合う心情の醸成 ・いじめ対策会議の実施（進行状況の確認）

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保小交流なかよしランド ・昔遊び体験（1・2年） ・4年校外学習 	<ul style="list-style-type: none"> ・年下の園児たちとの交流で、相手を思いやる心を育てる。 ・地域の方との交流を通して、暖かい気持ちを受け取る。 ・校外学習を通して育む豊かな人間性
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内書き初め大会 ・佐倉市学習状況調査 ・小中合同学習会（ひかり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の様子を知ることで、自分と向き合う時間を作る。 ・自分の頑張りを認めることができる。 ・集中して文字を書くことで、自分と向き合う。 ・他校との交流を通し、相手の視点に立って物事を考える。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域の方との交流を通した伝え合う力の育成 ・こまつたかなアンケートの実施→教育相談週間
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式・修了式 ・学級懇談会 ・進級・進学(幼保小・小中連絡会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の振り返りをし、自分を客観的に捉える機会となる。 ・いじめ対策会議の実施（評価） ・就学・進級・進学する学年の引き継ぎ情報の整理、作成

* () は校外行事

○この他に、年間を通した活動として、以下のものにも取り組みます。

- ・外国語活動 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 中学年
 - ・外国語科 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 高学年

※クラスルームイングリッシュやALTとの関わりを取り入れ、伝え合う力を養う。

- ・心の健康カードの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・全学年
 - ・縦割り活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6年生中心・全学年
 - ・部活動（陸上部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5, 6学年児童※大会開催時期に合わせて活動
（合唱部）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～6学年児童※大会開催時期に合わせて活動
 - ・クラブ活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4～6学年児童
 - ・委員会活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5, 6学年児童
 - ・キャリア教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・全学年
 - ・総合的な学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～6年生

7. その他

○年度末に「いじめ対策会議」にて、いじめ問題取り組みについての評価を行います。

○この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。

○学校ホームページに掲載し、本校の取り組みを広く地域・保護者に周知します。

2024. 4. 15 改訂版